

平成 23 年 7 月 7 日  
独立行政法人国民生活センター

## ブライダルエステで危害発生！ －施術を受ける際には、時間的な余裕を持って－

エステサロンの利用経験者の 4 人に 1 人がいわゆるブライダルエステ<sup>(注1)</sup>を受けたことがあり、特に、20 代から 40 代までの女性では受けたことのある人の割合は 30%を超えている<sup>(注2)</sup>。

一方、このブライダルエステの相談のうち危害・危険に関する相談は年々増加している。PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には 2006 年度から 2011 年度までに合計 145 件<sup>(注3)</sup>入力されており、2006 年度と比較して 2010 年度は件数が倍増している<sup>(注4)</sup>(図 1)。

相談では、「美顔エステを受けたら顔に赤みが増した。挙式前なので不安だ」「顔のしみ取りの施術を受けたところ跡が残った。きれいになるためにブライダルエステを受けたのに跡が残ったらどうしてくれるのか」「痩身エステを受けたが、腕にあざが残った。施術代金等は補償すると言われたが腕が出るドレスを着るので精神的にショックを受けた」というように、単にエステティックサービスで危害を受けた相談に比して相談者の不安や不満は強いことが伺える。また契約した当日に施術を受けて、危害が発生したというケースも目立つ。

結婚式は一生に幾度とない晴れの舞台であることから、ブライダルエステの危害に関する相談の傾向や内容を分析し、トラブルの未然防止のために施術を受ける際の注意等を消費者に情報提供する。

- (注 1) エステティックサービスには主に美顔サービス(フェイシャルエステ)、痩身サービス、脱毛サービス等があるが、ブライダルエステとはこれらのサービスを組み合わせ、あらかじめ決められた日までに提供されるものである。コースは、結婚式等の 1 年前や半年、3 カ月前などの長期プランもあるが、1 カ月前、1 週間前、3 日前、1 日前など短期プランも多く見られる。
- (注 2) エステサロンで施術を受けた人のうちブライダルエステを受けた人は 26.6%という結果であった。(出典:榎野野経済研究所発行「エステティックサロンマーケティング総鑑 2011」)
- (注 3) 2006 年 4 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの登録分。
- (注 4) PIO-NET に入力されたブライダルエステに関する相談は、2000 年度から 2005 年度の間では件数は 10 件前後であったが、2006 年度以降は毎年約 20 件以上の相談が寄せられており、増加している。背景には、2006 年頃からインターネット広告や、結婚準備関連の雑誌等ブライダルエステの広告が大々的に取り上げられたことが考えられる。

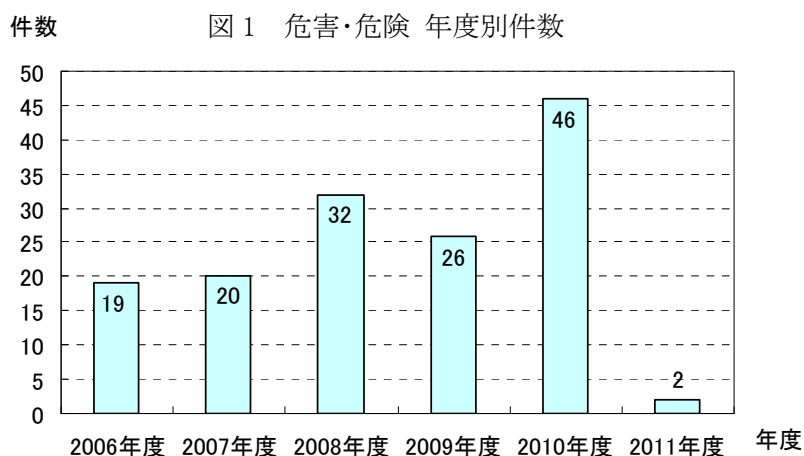
## 1. 相談の概要

### (1) 件数の推移

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に寄せられた、ブライダルエステに関する相談は2006年度から2011年度までで145件である(図1)。件数は年々増加傾向にあり、2006年度と2010年度を比べると倍増していることがわかる。

### (2) 被害者の属性等 (※以下資料内の数値は不明・無回答を除いて構成比を出したものである)

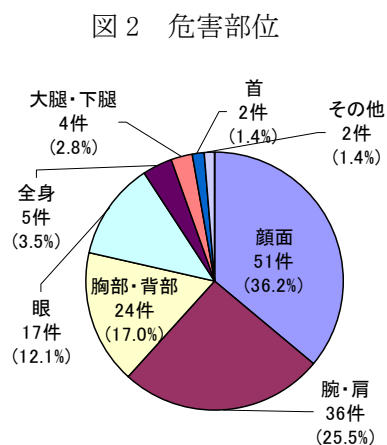
- 平均年齢は29.1歳。年代は、20歳代が79件(58.1%)と最も多く、30歳代が53件(39.0%)であり、20歳代と30歳代で全体の97%を占める。
- 性別は、145件全て女性であった。



## 2. 相談傾向と特徴

### (1) 危害部位

主に顔面が多いが、腕・肩等のウェディングドレスから露出する部位が続く



母数：141

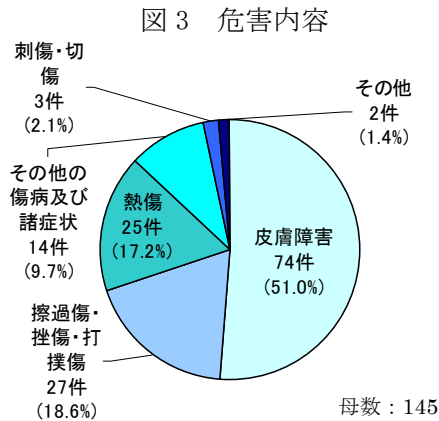
「胸部・背部」については、背中シェービングが多く見られた。「眼」については、大半がまつ毛エクステンション(注5)やまつ毛パーマであった(母数:141)。

(注5) シルクや化学繊維などの人工毛を専用の接着剤でまつ毛につけ、まつ毛を長くしたり濃くするなど、ボリュームアップする手法。本数や長さ、カールのタイプ、色などを自分の好みで選べる。最近では人工毛を1本1本まつ毛につける手法が主流となっている。扱い方やまつ毛の状態により個人差はあるが、3-4週間ですて直すのが一般的である。

参考：「まつ毛エクステンションの危害」[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100217\\_2.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100217_2.pdf) (平成22年2月17日公表)

## (2) 危害内容

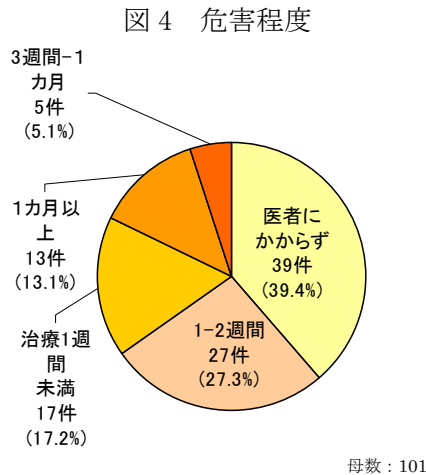
皮膚障害が全体の5割を占め、毎年度最も多い



「皮膚障害」には肌が荒れた、湿疹ができた、痒みがでた等の症状が見られた。2006年度以降、毎年度最も多い(母数：145)。

## (3) 危害程度

大半が医者にかかっていないが、「1カ月以上」のものも13件



医者にかからなかった場合が39件(39.4%)と最も多く、1-2週間が27件(27.3%)、治療1週間未満が17件(17.2%)、1カ月以上が13件(13.1%)、3週間-1カ月が5件(5.1%)であった(母数:101)。

## (4) 危害の特徴

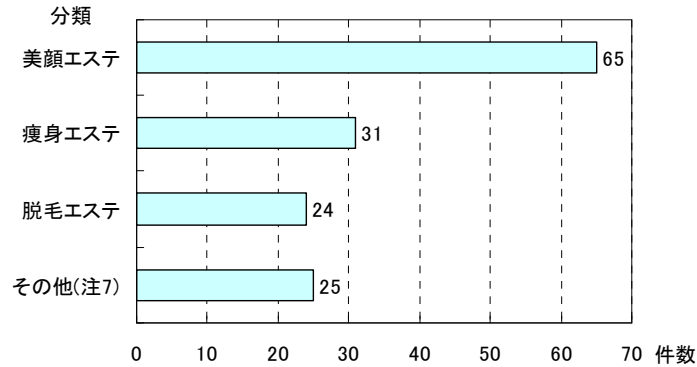
施術内容は顔に行われる「美顔エステ」が65件(44.8%)と最も多く、全体の約4割を占める。次いで、「痩身エステ」が31件(21.0%)「脱毛エステ」が24件(16.6%)、と続く(図5)。

危害部位を見ると、ウェディングドレスが腕や背中が出るデザインのもの主流となり、肌が露出する部分に施術を行うことが多いためか「胸部・背部」の危害がブライダルエステでは17.0%とエステティック全般の約5%と比べると高い。

平均購入金額は、約16万円であり、契約した日や、初めて施術した日に危害が発生している事例もある。

また、1つのサービスだけでなく、複数のサービスを同時に例えばフェイシャルエステと痩身エステなどを組み合わせて契約している。また、事例を見ると、約2割の人が「お試しコース」「体験コース」のサービスを受けている。その後、通常のコースを契約しているケースも見られる。

図5 施術内容別件数<sup>(注6)</sup>



(注6) 主契約を基に特別に精査を行い、独自に分類を行ったものである。

(注7) 「その他」には、パック、シェービング等のほか、具体的な施術内容が不明なもの等が含まれる。

### 3. 主な事例

#### 【事例1】腕が出るドレスのために痩身サービスを受けたが腕が腫れた事例

ウェディングドレスを着て写真撮影があるため、エステ店で痩身エステを受けたところ、両手の上腕部が腫れて痛くなった。腕の出るドレスを着るつもりだったが、着れない可能性が出てきた。事業者には、施術費の全額返金や写真撮影のキャンセル代などの補償をされると言われた。しかし、かなり前から計画をしていたので精神的ショックが大きい。慰謝料等も請求できるか。

(2011年3月受付 20代・女性・東京都)

#### 【事例2】肌が弱いと伝えたが、受けた施術で肌が荒れ写真撮影が出来なかった事例

結婚式の写真を式の前に撮影する予定だったので、ブライダルエステについて書かれたタウン情報誌を見て、美顔エステと脱毛処理を受けた。美顔エステを受ける際にはアトピーで肌が弱いことは伝えた。施術の翌日が写真撮影の予定だったが、肌が荒れて写真が撮れず、用意していた生花が無駄になった。支払った施術料金や、生花の料金を事業者に請求したい。

(2010年11月受付 20代・女性・滋賀県)

#### 【事例3】肩から背中中のシェービングで危害が発生した事例

11月の結婚式で和服を着るために、肩から背中にかけて毛をそってもらった。直後から肌がかゆくなり湿疹が出た。にきびのようになっており、病院へ行ったが、アクネ<sup>(注8)</sup>除去をしないと式までに治らないと診断された。アクネ除去の治療は保険がきかず、片方の肩だけで1万円かかる。店側から、治療費を払わない旨の文書が届いた。どうしたらよいか。

(2010年10月受付 30代・女性・埼玉県)

#### 【事例4】レーザー脱毛で危害が発生したが、契約解除が認められなかった事例

脱毛に関心があり、話を聞こうと思ってエステ店に行ったところ、脇や5箇所を選べるプランなど、10万円以上もする高額な5年間有効な脱毛コースを勧められた。スタッフが「ブライダル前だから」と強く勧めるので断りきれず契約し、腕にレーザー脱毛の施術を受けた。その後、

腕が赤くなり、ひりひり感やかゆみが出て病院で治療を受けた。契約解除を申し出たが、「1回施術を受けているのでクーリング・オフはできない」と言われた。契約を解除したい。

(2010年5月受付 20代・女性・長崎県)

#### 【事例5】しみを消そうと思って受けた施術で、跡が残ってしまった事例

インターネットで調べたエステで、レーザーを使った顔のしみ取りの施術を受けた。いつもと違うエステティシヤンの施術で痛いと思ったら跡が残っていた。エステティシヤンは、かさぶたを作ってなくしていくので跡は残らず絶対治ると言う。結婚式を控えているのだから、施術を継続した方がいいと勧められてもいる。きれいになる為にエステに行ったのに、逆に跡が残ったらどうしてくれるのか。

(2010年4月受付 30代・女性・愛知県)

#### 【事例6】写真撮影前に受けたまつ毛エクステンションで眼に傷がついた事例

結婚式を控えて、まつ毛のエクステをエステサロンでつけてもらった。施術中も痛みがあったが、そのまま続け、翌日目が痛んで充血した。眼科に行くと、白目に傷がついており、点眼治療と数日の通院が必要と言われた。翌日、結婚式写真の事前撮影をすることになっており、エステサロンに言う「キャンセル料など費用面は何とかする」と言われ謝罪された。写真は工夫して撮り終えたが、精神的にショックを受けた。

(2009年11月受付 年代不明・女性・愛知県)

#### 【事例7】ピーリングの施術の説明が不十分だった事例

式場で紹介されたサロンでブライダル用の美顔エステを受けたら、翌日に顔が赤くかゆくなった。アンケートには「過去にアトピー性皮膚炎にかかったことがある」と記入していた。フルーツ酸を使っただけの施術と言われたが、ピーリングとは知らなかった。皮膚科の診察では化粧品の成分がアトピーを再発させたようで、飲み薬と塗り薬で様子を見ることになったが補償を求められるか。

(2009年3月受付 30代・女性・南関東)

(注8) アクネ菌は人間の皮膚に常在する菌のひとつで、大量に発生するとにきびの原因にもなると言われている。

## 4. 問題点

### (1) 結婚式等の直前の施術で危害が発生している

結婚式や記念撮影日の直前に施術を受け皮膚トラブル等が発生している。結婚式等はあらかじめ日程が決められており、当日までに回復しなかったり治療が間に合わないことがある。

### (2) お試しコースでも危害が発生している

相談の約2割が「お試しコース」や「体験コース」を受け危害が発生している。初めてのエステティックサービスで危害が発生している事例も見られることから、結婚式等の直前に施術を受けることは避けた方がよい。

### (3) 施術前に自分の体質等を事業者伝えていたがトラブルが発生している

相談者が「肌が弱い」「アトピー性皮膚炎にかかったことがある」等と自分の体質等を事業者

に伝えて施術を受けたが危害が発生しているケースが見られる。事業者には十分はカウンセリングや必要に応じてパッチテストを行う等一層の慎重さが求められる。

#### (4) 複数のサービスを契約し施術を受けている

相談が多いのは「美顔エステ」であるが、「痩身エステ」と「脱毛エステ」のように、複数のサービスを契約していることも特徴である。

#### (5) 違法性があると考えられるサービスが提供されている

##### 1) まつ毛エクステーション

結婚式等で、まつ毛を長く見せたり目元をはっきりさせることを目的として、まつ毛エクステの施術を受けているケースが見られるが、まつ毛の施術を行うには、美容所としての届けがある施設で美容師の資格がある人が行うこととされている<sup>(注9)</sup>。事例の中には、届けのない施設(エステサロン)で施術を受けたと思われるものが見られる。

##### 2) レーザー脱毛・しみ取り、ケミカルピーリング

厚生労働省の通知によれば、医師免許を持たない人がレーザー光線等を使って脱毛やしみ取りを行うことや、酸等の化学薬品を肌に塗り、しわやくすみなどに対して表皮を除去し、全体的に肌のくすみなどをとるケミカルピーリングを行うことは、医師法に違反する可能性があると考えられる<sup>(注10)</sup>。

##### 3) シェービング(毛そり)

顔、肩、首筋等の産毛を剃ると肌のつやが良くなったり透明感のある肌に見えることから結婚式の前にシェービング(毛そり)をすることもある。顔そりは理容師法により規制されており、理容師の資格を持つ人が、届け出のある施設で施術を行うこととされている<sup>(注11)</sup>。事例を見ると、肩や背中をシェービングして危害が発生したケースがある。

(注9) 厚生労働省の通知(平成20年3月7日 健衛発第0307001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知)によれば、まつ毛エクステーションは美容師法にいう美容に該当するとされる。まつ毛エクステーションの施術をする場合は、美容所の届け出がある施設であり、施術者は美容師の有資格者でなければ施術してはいけない。

(注10) 厚生労働省の通知(平成13年11月8日 医政医発第105号 厚生労働省医政局医事課長通知)によれば、医師免許を持たないものが業としてレーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為、酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為を行えば医師法17条に違反するとされる。

(注11) 美容師が行う顔そりについては、昭和23年12月8日 衛発第38号「理容師法の運用に関する件」で化粧に附随した軽い程度の顔そりは化粧の一部として美容師が行ってもさしつかえないとされているが、顔そりを独立した施術として行うことはできない。  
理容師法及び美容師法は、通常首から上の容姿を整えることを対象としている。

## 5. 専門家からのアドバイス

### 東海大学医学部専門診療学系皮膚科学

小澤 明 教授

- ・ エステティックサービスに関して言えば、いわゆる「かぶれ(接触皮膚炎)」は、一次刺激性接触皮膚炎とアレルギー性接触皮膚炎が発生する可能性がある。

また、単にその物質だけでは障害を起こさなくても、それに光線(日光)があたることにより化学反応を起こして、皮膚に障害を生じることもある(光接触皮膚炎)。とくに、エステティックサービスでは、露出部分のケアを中心に行うと考えられ、その障害発生には光線の関

与も念頭に置くべきである。

- ・ エステティックサービスにおいての皮膚障害の発生を予防するためには、以下のような対策が考えられよう。
  - 1) 施術でトラブルがおこる可能性があることを認識しておく。
  - 2) 施術で用いる化粧品類などのパッチテストを事前に行う。ただし、目的とする日時の 2 週間前からテストする (2 週間以上前に行うと、パッチテストにより、抗体を獲得してしまい、パッチテスト結果は陰性でも、本番で用いたときに障害を生じる可能性もある)。
  - 3) アトピー性皮膚炎や、にきびなど、皮膚にトラブルがある人は施術前に医師に相談する。
- ・ レーザー脱毛、ピーリングなどは医師が行う施術であり、無資格者が施術を行うことは医師法違反の可能性がある。
- ・ 皮膚に異常が発生した時は、直ちに医師の診察を受ける。

以上

## 6. 消費者へのアドバイス

- (1) 大切な結婚式や事前の写真撮影等の 1 週間位前までの施術でトラブルが発生しているケースが目立つ。結婚式当日に影響するリスクを考え、あまりエステを受けた経験が無い人は、結婚式直前にブライダルエステの施術を受けるのは控える。また、短期間にこれまで経験がないような複数の施術を受けることも慎重にする。
- (2) 肌にトラブルがある場合やアレルギー等自分の体質を事業者に伝える。妊娠している場合は施術前に医師に相談する。
- (3) 「体験コース」等でも危害が発生したケースが少なくないことから、結婚式等の直前に気軽に「体験コース」や「お試しコース」等の施術を受けることは避ける。
- (4) まつ毛エクステンションは美容師免許、首から上のシェービングは理容師免許が必要な施術である。施術を受ける前に確認する。医師免許を持っていない人が、レーザー光線またはその他の強力なエネルギーを有する光線を使って脱毛やしみ取りの施術、またケミカルピーリング等を行うと、医師法に違反しているおそれがあるので、施術内容や資格についてよく確認する。
- (5) 施術を受けていて、少しでも異常を感じたらすぐに施術をやめて医療機関を受診する。

## 7. 事業者への要望

### (1) 違法性の周知徹底

通常のエステティックサービスと同様にブライダルエステに関する相談においても、レーザー光線等を用いた施術、ケミカルピーリング、まつ毛エクステンション等法令に違反すると思われるケースが見られる。施術を行う際には法令を遵守し、違法性について業界全体での周知徹底が望まれる。

### (2) 施術技術等の向上

結婚式等の期日は確定されており、ブライダルエステの施術を直前に行き危害が発生したケースも見受けられる。また、消費者にとって結婚式は幾度とない晴れ舞台であることから、このようなエステにおいては、消費者の期待に応えられるよう十分にカウンセリングを行うことや、技術面での向上が望まれる。また、トラブルが発生した際は消費者への適切な対応が望まれる。

#### ○要望先

日本エステティック振興協議会  
財団法人 日本エステティック研究財団  
一般社団法人 日本全身美容協会

#### ○情報提供先

消費者庁 消費者政策課  
経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課  
厚生労働省 医政局 医事課  
厚生労働省 健康局 生活衛生課  
警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165



## 参考

### 1. シェービングに関する法令

#### (1) 美容師法 第二条 定義

- 一 項 この法律で「美容」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。
- 二 項 この法律で「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。
- 三 項 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

#### (2) 理容師法 第一条の二

- 一 項 この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。
- 二 項 この法律で理容師とは、理容を業とする者をいう。
- 三 項 この法律で理容所とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

「理容師法の運用に関する件」

(衛発第 38 号 昭和 23 年 12 月 8 日)

[http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t\\_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%a2%8a%e7%82%bb%82%e8%81%76&EFSNO=2436&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=1](http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%a2%8a%e7%82%bb%82%e8%81%76&EFSNO=2436&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=1)

理容師法の運用に関する件

(昭和二三年一二月八日)

(衛発第三八二号)

(各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通達)

理容師法の運用については、しばしば通牒したところであるが、なお、左記事項留意の上その万全を期せられたい。

なお、昭和二三年四月二日公保発第四八号公衆保健局長通牒及び同年八月二日衛発第一一一号公衆衛生局長通牒は、今後これを廃止することと承知されたい。

記

一 法第二条第二項に規定する「従前の例により行う」とは、理容師法施行規則(昭和二三年八月三十一日厚生省令第四一号)第三七条の規定によつて行うことであつて、旧府県規則の規定によつて行うということではない。したがつて、学科試験のみによつて合格証を交付することは違法である。(昭和二三年九月六日衛発第一三七号公衆衛生局長通牒参照)

二 削除

三 化粧に附随した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師がこれを行つてもさしつかえない。

四 理容所の開設者は、理容師であると否とを問わない。又同一人が同時に理髪所と美容所を開設することもできる。但し、後の場合においては、理髪施設の施設と美容の施設とはそれぞれ別個に設けなければならない。

五 従来朝鮮、台湾、樺太、関東局において、その地の法令に基づいて理容師の免許を受けて営業を営んでいた者が、引揚げに際してその資格書類を失った場合は、昭和二三年七月二九日衛庶発第六号通知にかかわらずそれぞれ当残務整理事務所(所在地別記参照)の発行する免許を受けた者であることの証明書に基き、昭和二三年三月九日厚生省発健第一六号厚生次官通牒記第一の5に準じて登録すること。

なお、中華民国その他の外地については、前記庶発第六号通知の通りである。

六 従来、朝鮮、台湾、樺太、関東局、中華民国その他の外地において理容の補助的業務に従事していた者でその証明書を有しない者についても、前項及び昭和二三年七月二九日衛庶発第六号通知に準じて取り扱うこと。

## 2. まつ毛エクステンション、脱毛・ケミカルピーリングに関する通知

「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」

(健衛発第 0307001 号 平成 20 年 3 月 7 日)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/200313-a00.pdf>

まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について

(健衛発第 0307001 号 平成 20 年 3 月 7 日)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

今般、東京都生活文化スポーツ局消費生活部長より、別紙のとおり、近年のまつ毛エクステンションの流行に合わせて、消費生活センター等へ寄せられる危害に関する相談件数が増加し、まつ毛エクステンション用の接着剤による健康被害がみられるとの情報提供がされたところである。

貴職におかれては、管下の美容所等において、かかる行為により事故等のおこることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、再度、本職通知の趣旨に基づき、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、美容師法第2条第1項の規定において、美容とはパーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいうとされており、通常首から上の容姿を美しくすることと解されているところである。ここでいう「首から上の容姿を美しくする」ために用いられる方法は、美容技術の進歩や利用者の嗜好により様々に変化するため、個々の営業方法や施術の実態に照らして、それに該当するか否かを判断すべきであるが、いわゆるまつ毛エクステンションについては、①「パーマネント・ウェーブ用剤の目的外使用について」(平成16年9月8日健衛発第0908001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)において、まつ毛に係る施術を美容行為と位置付けた上で適正な実施の確保を図ることとしていること、②「美容師法の疑義について」(平成15

年7月30日大健福第1922号大阪市健康福祉局健康推進部長照会に対する平成15年10月2日健衛発第1002001号厚生労働省健康局生活衛生課長回答)において、いわゆるエクステンションは美容師法にいう美容に該当するとされていることから、当該行為は美容師法に基づく美容に該当するものであることを申し添える。

「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」

(医政医発第105号 平成13年11月8日)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/131109-a.pdf>

医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて

(医政医発第105号 平成13年11月8日)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医政局医事課長通知)

最近、医師免許を有しない者が行った脱毛行為等が原因となって身体に被害を受けたという事例が報告されており、保健衛生上看過し得ない状況となっている。

これらの行為については、「医師法上の疑義について」(平成12年7月13日付け医事第68号厚生省健康政策局医事課長通知)において、医師法の適用に関する見解を示しているところであるが、国民への危害発生を未然に防止するべく、下記のとおり、再度徹底することとしたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図られるようお願いする。

## 記

### 第1 脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

- (1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為
- (2) 針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為
- (3) 酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為

### 第2 違反行為に対する指導等

違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第239条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。